觀文堂梓


明治昭代之
軍馬

犍陟

南天竺
悉達太子の御馬
太子宮中を忍び出
檀特山に登り給ふとき
数多の乗馬の内
此犍陟なり
其事を知て
いなゝき
けれバ
車匿
童子に是を牽し給ふ





龍馬
鹽冶判官高貞出雲国より帝に奉りし馬にて援郡の荒馬なり本間孫四郎乗て曲をなしゆゑ諸人賞さんなしけり

春風

義仲の妾巴女が乗馬あり出るたび高名なきといふ事なければ女武者ながら一方の大将たり此馬の能き名巴常に愛せり




源太黒
八幡太郎義家の
馬なり義家後三
年の戦ひに阿部
貞任と討るゝも
馬と乗人揃しあり

白兎

細川清氏戰場にて
此馬のみを用ひるに
よつて功を得たり
依て秘蔵大方
ならず太平
記につま
びらかなり



生月

佐々木四郎高綱
右大将より申給りし
名馬にて義仲と
宇治川の對陣に
先がけして
一番乘をせしは
此生月にのり
たる故なりける



[illegible]毛

木曽冠者義仲馬

義仲信州木曽山にて乗なれて馬にて平家の大軍を九利迦羅谷にて一戦に追おとし宇治瀬田の戦ひまでも乗りしとぞ



勇栗毛

源八郎為朝の馬

御曹子為朝ハ父為義と倶ニ新院の御味方なりて清盛兄義朝の大軍を討破りせし時此馬を父よりあづかりて諸人ニ勝れし勇となるハ



大内白

仲國君馬あり

十五夜の月に此馬にのり笛を吹て嵯峨野を行に坐してあるよしとぞ



青海馬

源頼朝公常に秘蔵ありて裾野の狩ともしは所々の發行に此青海馬を牽し給ふなり



摺墨

梶原源太景季の馬にて希代の荒馬也といへども生月に次おとりしにや宇治川の先陣に高綱におくれを二だんに乗つけける



飛蹄子

朝比奈三郎義秀の馬也

此馬義秀に給りしを
とありしに弟常盛
兼てのぞむ故
相撲のうへと
ありて取組
しに勝負
潮へては終に常盛
裸身の侭馬に
打乗りいつさんにさる



南鐐

平宗盛の馬也

宗盛公此馬を諸臣にのらしめ給ふに非力の人ハよわく力量ある者乗バ口強し希代の名馬なりとぞ



権太栗毛

熊谷治郎直實の馬
あり一方の籏がしら
とりしに平家の陣を
逆落しけるに此馬
よく高名ありしなるが
敦盛を討て發心
せしのち馬ハいづこへ
渡りしとや




大夫黒
奥州藤原の秀衡
より源の義経に
送りたる名馬にて
八嶋の戦ひに抜郡の
功をせし馬なり

白波

秩父の庄司二郎重忠の
馬ありしが度々れ
戦場此馬ふて
功名せしが重忠ふて
いたわりて一ノ谷の
嶮岨を八馬の
四足をとり脊
おふて下りしハ
古今の勇士せ



孝子の馬

大和國農夫の
馬なり
一人の孝子ありて
家貧しけれども
父母に仕ふる事
あつし 市に買ふ
馬いろ〳〵にて痩見ゆ
けれど償すくなきとバ
是非なし然るに其ハ馬
日まし〳〵に肥て毛色よく
余の馬の三足も田畑の
業を助くことも孝行の
徳なりとぞ




葡萄栗毛
攝津の守源頼光數多なる名馬の中にも此馬を愛し給ふ其功は前太平記に出たり

放生月毛

上杉謙信ハ古今の勇将なるゆゑ馬とも挌別撰まれて此放生月毛をもて數度の戦場に出給ひわけて川中島ハ世の人の知る所なり



虎月毛

蒲冠者範頼ハ平家追討のとき大手の大将たりしが此馬走る事千里も一もちなりゆゑ虎月毛と号し名馬なり



驄龍

源満仲公神勅によつて得給ふ龍馬也是に乗て多田の池にて九頭のおろちを退治ありけるがこの馬中長なりとて驄竜と号し給ふ



的顱

蜀の玄徳此馬あり
荊州にて危急の
とき此馬にて
大河を打渉り
難を遁れたりとぞ



赤兎馬

関羽の馬ハもと其先曹操より送りしなり此赤兎馬にて五関と破りしなり



烏騅

楚の項羽乃
乗馬にて
烏騅とよぶ
名馬なり
また竜に
化しける
ありと伝へ





鬼鹿毛
小栗判官兼重ハ
擬君照天のもとへ
通ひ給ふを
横山
主従
△


△毒酒をもつて
小栗を害せんと
せしときより
薮のうちに
つなげる荒馬
に鞭打いつさまに
其場をのがれ
ける


神馬
芳員

圖入生徒心得かな附

第一條

一 毎朝早く起き顔と手を洗ひ口を漱ぎ髪を搔き父母に禮を述べ




神者天地之主宰而
人者萬物之靈也
善道



一席に着きては他念なく雑談等を

教師の教へ方を伺ひ居て假りにも外見

為る可からず

第五條

一教師の許しなくして猥りに教場へ入る可からず

第六條

一受業の時刻至らば扣席に於て銘々の席に着き教師の指圖を待つ可き事

第七條

一若し受業の時限に後れ参校する時ハ猥りに教場に至る可からず遅刻の事情を述べて教師の指圖を待つ可き事

第八條

一出入の時障子襖等の開閉を静かにす可し



書物の取扱方ハ成丈け丁寧にして破損せざる様にして可し書物を開くに爪にて紙を傷め又ハ指に唾して開くること無かるべし

第九條

一 毎日よく顔手衣服等を清潔にして參校すべし

第十條

一 生徒たる者ハ教師の意を奉戴し一々指揮を



受くべし教師の定むる所の法は一切論ず可からず我意我慢をば出す可からず

第十一條

一受業中自己の意を述べんと欲する時は手を上げて之を知らしめ教師の許可を得て後に言ふ可し

第十二條

一人を誹議し或ハ朋友と無益の争論致す可からず

但し文學問答の儀ハ苦しからず然れども語を敬ミ禮儀を失ハず喧しく語る可からず豪慢不遜の語を出す可からず

第十三條

一師友又ハ其他知りたる人に逢ひたらん

にハ禮儀を盡して挨拶す可し帽あるときハ之を脱す可し



第十四條

一便所に行きたらバよく心を用ゐて



便所又ハ衣服を
汚さぬ様に為可し
第十五條
一人の部屋あれ

案内を乞て後ニ入る可し

第十六條

一 校内ハ勿論他所より

氏



一　生徒たる者は教師の意を奉戴し一々指揮を



受くべし教師の定むる所の法は一切論ず可からず我意我慢は出す可からず

第十一條

一受業中自己の意を述べんと欲する時は手を上げて之を知らしめ教師の許可を得て後に言ふ可し

第十二條

一生徒たる者は教師の意を奉戴し一々指揮を



受くべし教師の定むる所の法は一切論ず可からず我意我慢をは出す可からず

第十一條

一受業中自己の意を述べんと欲する時は手を上げて之を知らしめ教師の許可を得て後に言ふ可し

第十二條

便所又ハ衣服を汚さぬ様にす可し

第十五條

一人の部屋にハ



第十六條

一 校内は勿論他所より𪜈

案内を乞て後に入る可し




便所又ハ衣服を
汚さぬ様にす可し
第十五條
一人の部屋にハ

第十六條

一 校内は勿論他所より氏

案内を乞て後に入る可し



圖入生徒心得かな附

第一條

一 毎朝早く起き顔と手を洗ひ口を漱ぎ髪を搔き父母に禮を述べ




神者天地之主宰而
人者萬物之靈也
善道

便所又ハ衣服を汚さぬ様にす可し

第十五條

一人の部屋にハ




案内を乞て後に入る可し
第十六條
一 校内は勿論他所より
氏

相互ひの交りハ親切に為し挨拶應接等謙遜を旨とし決して不敬不遜の振舞ある可からず



第十七條

途中にて遊び無用の場所ハ立つ可からず無益の物を見る可からず疾く走る可からず若し馬車等に逢ふことあらバ早く傍に避けて馬車等の妨にならず自身も怪我なき様にして可し

圖入生徒心得 終

明治三十二年十二月二十五日印刷
明治三十二年十二月三十一日發行

編輯兼發行者　石川縣金澤市南町三十五番地　池善平

賣弘所　同　野町二丁目　北村永三郎

印刷者　同　越中町十四番地七十翁　太田文左エ门

賣捌所
金澤　各書林
東京　青野友三郎
大阪　岡田藤三郎
西京　細川清助

正價十七錢